

生年月日：1965年7月30日または1965年9月30日
 出生地：Fes, Morocco
 国籍：(a)モロッコ(b)スウェーデン
 旅券番号：スウェーデン旅券9817619 (2009年12月14日失効)
 ID番号：不明

住所：(a)Storvretsvagen 92, 7 TR, CO Drioua, 142 51 Skogås, Sweden (b)Jungfruns Gata 413;
 Postal address Box 3027 13603 Haninge, Sweden (c) Dohelngatan 97, 7 TR CO
 LAMRABET, 113 52 Stockholm, Sweden (d)Trodhemsatan 6, 164 32 Kista, Sweden
 国連制裁委員会による指定日：2006年12月7日
 その他の情報：不明

○外務省告示第六百九十号
 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約の第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、同修正は平成十八年十月十二日に効力を生じた。(平成十八年十一月三日付け世界的所有権機関事務局長回書)
 平成十八年十一月二十六日
 手数料表を次のように改めろ。

手数料表	手数料	外務大臣	麻生 太郎
国際出願手数料 (15.2)	千四百スイス・フランに三十枚を超える用紙毎に十五スイス・フランを加えた額		

二 取扱手数料 (57.2) 二百スイス・フラン

三 実施細則に定めるところにより、次のいずれかの形式の国際出願がされた場合は、国際出願手数料から掲げる額を減額する。

- (a) 紙形式の国際出願に、文字コード形式で願書及び要約の記述の電子形式の写しを添付した場合
- (b) 電子形式の国際出願で、願書が文字コード形式ではない場合
- (c) 電子形式の国際出願で、願書が文字コード形式である場合
- (d) 電子形式の国際出願で、願書、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式である場合

四 国際出願が次の者によつてされた場合に、国際出願手数料(三)の規定が適用される場合は、同規定に基づき減額されるもの)及び取扱手数料は、七十五パーセント減額される。

- (a) 一人当たりの国民所得が三千合衆国ドル(千九百九十五年、千九百九十六年及び千九百九十七年に支払うべき分担保の分担率を決定するために国際連合が使用する一人当たりの国民所得額を平均したものを)を下回る国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する自然人である出願人
- (b) 自然人であるか否かを問わず、国際連合によつて発発開発途上国の等級に属するものとされた国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する出願人

ただし、出願人が二人以上るときは、すべての出願人が上記(a)又は(b)に定める基準を満たしていなければならない。
 ○文部科学省告示第五十三号
 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十三号)第十二条第一項第二号イ及び核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十四号)第五条第一項第二号イの規定に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成十八年十一月二十六日 文部科学大臣 伊吹 文明

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目を定める告示の一部を改正する告示
 核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目を定める告示の一部を改正する告示(昭和五十三年科学技術庁告示第十号)の一部を次のように改正する。
 第一条第一項中「第二条第一号」を「第三条第一号」に改めろ。
 附 則
 一の告示は、平成十九年一月一日から適用する。

○厚生労働省告示第六百六十一号
 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十四号)第三十七号)の一部を次のように改正する。
 規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三十七号)の一部を次のように改正する。
 平成十八年十一月二十六日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
 第2 添加物の部D 成分規格・保存基準各条の項アルギン酸の目の次に次の三目を加える。
 アルギン酸アンモニウム
 Ammonium Alginate

Ammonium Alginate [9005—34—9]
 含 量 本品を乾燥したものは、アルギン酸アンモニウム88.7~103.6%を含む。
 性 状 本品は、白~淡黄褐色の繊維状、粒状、又は粉末である。

確認試験 (1) 本品0.5gに水50mlをかく拌しながら加えた後、60~70 度時々振り混ぜながら20分間加温して均等な液とし、冷後、これを検液とする。
 (i) 検液5 mlに塩化カルシウム溶液(3 40) 1 mlを加えるとき、直ちにゼリー状の沈殿を生じる。

(ii) 検液 1 mlに硫酸アンモニウム飽和溶液 1 mlを加えるとき、沈殿を生じない。
 (2) 本品は、アンモニウム塩の反応を呈する。
 純度試験 (1) 水不溶物 2.0%以下(乾燥物換算)
 本品約 2 gを精密に量り、2,000mlの三角フラスコに入れ、水800mlを加え、水酸化ナトリウム試液で中和し、更に水酸化ナトリウム試液 3 mlを加える。過酸化水素40mlを加え、三角フラスコの口を覆い、かく拌しながら1時間沸騰させる。ガラス繊維を紙とともに、あらかじめ105 度の乾燥機に約1時間入れた後、デシケーター中で冷却し、質量を精密に量つたろ過器で吸引する。液の粘度が高いためろ過が遅いときは、粘度がろ過できるように低くなるまで再度沸騰させる。ろ過器を十分熱湯で洗い、105 度1時間乾燥し、その質量を精密に量る。

(2) 鉛 5.0µg/g以下(2.0g, 第1法)
 (3) ヒ素 As₂O₃として4.0µg/g以下(0.50g, 第3法, 装置B)
 乾燥減量 15.0%以下(105, 4時間)
 強熱減量 7.0%以下(3g, 800, 15分間, 乾燥物換算)

微生物限度
 微生物限度試験法により試験を行うとき、本品 1 gにつき、細菌数は5,000以下で、真菌(かび及び酵母)数は500以下である。また、下記の試験を行うとき、大腸菌群は認めない。
 本品 1 gを量り、乳糖ブイヨン培地又はBGLB培地を加えて100mlとする。試料の性質によっては、規定された量よりも大量の液体培地で分散させても差し支えない。必要に応じてpH 6~8に調整後、30~35 度24~72時間培養する。増殖が観察された場合は、培養液を軽く振った後、白金耳等でとり、ツッコッキー寒天培地に塗抹し、30~35 度18~24時間培養する。周囲に赤味がかった沈降線の帯を持つピンク~赤色のグラム陰性菌の集落が検出されない場合は、大腸菌群陰性と判定する。